○東みよし町自主防災組織訓練交付金交付要綱

令和7年4月1日

告示第99号

(目的)

第1条　この要綱は、震災その他の地域災害に対し、住民が自主的に防災活動を行う組織(以下「自主防災組織」という。)の防災に対する知識の普及及び啓発を促進するため、必要な訓練の実施等に対して予算の範囲内で自主防組織訓練交付金(以下「交付金」という。)を交付し、もって地域が一体となった防災体制を確立し、被害防止し、及び軽減することを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において自主防災組織とは、地域災害に対処することを目的として、住民が防災意識の啓発、防災用具の備蓄並びに初期的な消火、避難、救護及び復旧体制の整備を自主的に行うために設立した組織で、次に掲げる団体をいう。

(1)　単独の集落（自治会）を単位として結成される団体

(2)　複数の集落（自治会）を単位として結成される団体

(3)　小学校区等の比較的広い範囲において形成される団体

(交付金)

第3条　交付の対象となる訓練は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の申請)

第4条　交付金の交付を受けようとする者は、東みよし町自主防災組織訓練交付金交付申請書兼計画書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条　町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその適否を決定し、東みよし町自主防災組織訓練交付金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2　町長は、交付金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付することができる。

(実施報告)

第6条　前条の交付決定を受けたものは、訓練が完了したときは、東みよし町自主防災組織訓練実施報告書兼請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の決定)

第7条　町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその適否を決定し、東みよし町自主防災組織訓練交付金額決定通知書(様式第4号)により、報告者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条　町長は、交付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又は既に当該交付金の交付を受けている場合は、交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請によって交付金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したとき。

(2)　交付金を交付の目的以外に使用したとき。

(3)　その他この要綱に違反したとき。

2　交付金の交付を受けた者は、町長から交付された交付金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返納しなければならない。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

東みよし町自主防災組織訓練交付金交付基準

種目	交付額		備考
地区自主防災組織の訓練の実施	訓練に関する経費	自主防災組織の世帯数当たり300円の基礎額と、訓練参加者1人当たり200円を追加した金額に、それぞれ実施した訓練に応じて次の(1)～(3)に定める金額を加算する。ただし、第2条第3号の団体については、訓練参加者1人当たり200円の加算のみとし、基礎額は計算しないものとする。 (1)机上訓練　3,000円 (2)実地訓練　5,000円 (3)専門的訓練　7,000円	・防災のための会議費等 ・研修事業費 ・交付申請は年1回の交付とする。